

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

（平成十八年十二月二十六日 省令四十三号） （施行日 平成十九年一月一日）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）

改 正 後	改 正 前
<p>（添付文書）</p> <p>第十四条の六 法第十二条の六の文書は、別記様式第四及び別記様式第三十四（表示付認証機器の場合に限る。）並びに次に掲げる事項を記載した文書とし、放射性同位元素装備機器ごとに添付しなければならない。</p> <p>（L型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第十八条の四 （略）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。</p> <p>八 （略）</p> <p>（A型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第十八条の五 （略）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載（鉄道、軌道若</p>	<p>（添付文書）</p> <p>第十四条の六 法第十二条の六の文書は、別記様式第四及び別記様式第三十（表示付認証機器の場合に限る。）並びに次に掲げる事項を記載した文書とし、放射性同位元素装備機器ごとに添付しなければならない。</p> <p>（L型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第十八条の四 （略）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。</p> <p>八 （略）</p> <p>（A型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第十八条の五 （略）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載（鉄道、軌道若しく</p>

しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又は外接する直方体の一辺が一・五メートル以上のコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第二項並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うものうち、安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

八 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値（コンテナ又はタンク（気体、液体又は固体を収納する容器をいう。以下同じ。）を容器として使う放射性輸送物であつて、専用積載としないで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に文部科学大臣の定める係数を乗じた線量当量率）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

九（略）

十（略）

イ（略）
ロ 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（第七号ただし書

は無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又は外接する直方体の一辺が一・五メートル以上のコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第二項並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うものうち、安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

八 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率（コンテナ又はタンク（気体、液体又は固体を収納する容器をいう。以下同じ。）を容器として使う放射性輸送物であつて、専用積載としないで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に文部科学大臣の定める係数を乗じた線量当量率）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

九（略）

十（略）

イ（略）
ロ 表面における一センチメートル線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（第七号ただし書に該当す

に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。
十一（略）

（B M型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の六（略）

一・二（略）

三（略）

イ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線
量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ（略）

四・五（略）

（特別措置による運搬）

第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬すること
が著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な
措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支
障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたときは、これらの規定に
よらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬す
る物の一センチメートル線量当量率の最大値は、表面において十ミ
リシーベルト毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十八条の十三（略）

一 第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬され

る場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。
十一（略）

（B M型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の六（略）

一・二（略）

三（略）

イ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル
線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ（略）

四・五（略）

（特別措置による運搬）

第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬するこ
とが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必
要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安
全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたときは、これら
の規定によらないで運搬することができる。この場合において、
当該運搬する物の一センチメートル線量当量率は、表面において
十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十八条の十三（略）

一 第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬さ

る放射性同位元素等（以下「運搬物」という。）を積載し、又は
収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「
運搬機器」という。）の表面における一センチメートル線量当量
率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一
メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大
値が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。

二・三（略）

四 二以上の運搬物（その表面における一センチメートル線量当量
率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えるものに限る。以
下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納し
て運搬する場合は、放射線障害の防止のため、文部科学大臣の定
めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制
限すること。

五〇八（略）

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十五（略）

一（略）

二 前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第
十八条の十七から第十八条の二十までにおいて「容器」という。
）の構造、材質及び製作の方法（以下「容器の設計」という。）
並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射
性輸送物の安全性に関する説明書

三〇六（略）

れる放射性同位元素等（以下「運搬物」という。）を積載し、

又は収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。
以下「運搬機器」という。）の表面における一センチメートル
線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から
一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が
百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。

二・三（略）

四 二以上の運搬物（その表面における一センチメートル線量当
量率が五マイクロシーベルト毎時を超えるものに限る。以下こ
の号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納して
運搬する場合は、放射線障害の防止のため、文部科学大臣の定
めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を
制限すること。

五〇八（略）

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十五（略）

一（略）

二 前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第
十八条の十七において「容器」という。）の構造、材質及び製
作の方法（以下「容器の設計」という。）並びに当該放射性同
位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に
関する説明書

三〇六（略）

2| 前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十七条第一項の規定による国土交通大臣の確認を受けたことを証する書面が提出されている場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3| 法第十八条第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、第一項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

4| (略)

(容器承認の申請)

第十八条の十七 (略)

2・3 (略)

4| 第二項第二号に掲げる書類については、文部科学大臣の定めるところにより、容器の設計及び第二項第一号の放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第十八条の三から第十八条の十二までに定める技術上の基準に適合すると文部科学大臣が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(容器承認書の交付)

第十八条の十八 文部科学大臣は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

2| 法第十八条第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、前項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

3| (略)

(容器承認の申請)

第十八条の十七 (略)

2・3 (略)

(新設)

氏名

二 容器の名称

三 承認容器登録番号

四 容器の外形寸法及び重量

五 放射性輸送物の種類

六 収納する放射性同位元素等の仕様

七 承認容器として使用する期間

八 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項

(承認容器として使用する期間の更新)

第十八条の十九 前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けることができる。

(新設)

2 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第二十による承認容器使用期間更新申請書に、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

3 第一項の更新を受けた者は、遅滞なく容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

(容器承認書の変更の届出等)

第十八条の二十 第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の

(新設)

日から三十日以内に、別記様式第二十一による届書に当該容器承認書を添えて文部科学大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた容器の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第二十二による届書に当該容器承認書を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

(埋設確認の申請)

第十九条の二 (略)

一 前条第一項第十七号イについての確認 別記様式第二十三による申請書

二 前条第一項第十七号ロについての確認 別記様式第二十四による申請書

2 5 (略)

(放射線障害予防規程)

第二十一条 (略)

2 法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十五の届書により、しなければならない。

3 法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の届書により、変更後の放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。

4 (略)

(埋設確認の申請)

第十九条の二 (略)

一 前条第一項第十七号イについての確認 別記様式第二十による申請書

二 前条第一項第十七号ロについての確認 別記様式第二十一による申請書

2 5 (略)

(放射線障害予防規程)

第二十一条 (略)

2 法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十二の届書により、なければならない。

3 法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十三の届書により、変更後の放射線障害予防規程を添えて、なければならない。

4 (略)

<p>(合併等)</p> <p>第二十四条の三 法第二十六条の二第一項又は第二項の合併又は分割の認可に係る申請書は、別記様式第二十七によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(合併等)</p> <p>第二十四条の三 法第二十六条の二第一項又は第二項の合併又は分割の認可に係る申請書は、別記様式第二十七によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十四条の四 法第二十六条の二第八項の届出は、別記様式第二十八又は別記様式第二十九の届書により、しなければならない。</p> <p>(許可廃棄業者の相続)</p> <p>第二十四条の五 法第二十六条の三第二項の届出は、別記様式第三十の届書により、しなければならない。</p>	<p>(廃棄物埋設地の譲受け)</p> <p>第二十四条の六 令第二十条の廃棄物埋設地の譲受けに係る許可の申請書は、別記様式第三十一によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(合併等)</p> <p>第二十四条の三 法第二十六条の二第一項又は第二項の合併又は分割の認可に係る申請書は、別記様式第二十四によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(合併等)</p> <p>第二十四条の三 法第二十六条の二第一項又は第二項の合併又は分割の認可に係る申請書は、別記様式第二十四によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十四条の四 法第二十六条の二第八項の届出は、別記様式第二十五又は別記様式第二十六の届書により、なければならない。</p> <p>(許可廃棄業者の相続)</p> <p>第二十四条の五 法第二十六条の三第二項の届出は、別記様式第二十七の届書により、なければならない。</p>	<p>(廃棄物埋設地の譲受け)</p> <p>第二十四条の六 令第二十条の廃棄物埋設地の譲受けに係る許可の申請書は、別記様式第二十八によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用の廃止等の届出)</p> <p>第二十五条 法第二十七条第一項の規定による届出(表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。)は、使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日から三十日以内に別記様式第二十九の届書により、しなければならない。</p> <p>2 法第二十七条第三項の規定による届出(表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。)は、死亡又は解散の日から三十日以内</p>	<p>(使用の廃止等の届出)</p> <p>第二十五条 法第二十七条第一項の規定による届出(表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。)は、使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日から三十日以内に別記様式第二十九の届書により、しなければならない。</p> <p>2 法第二十七条第三項の規定による届出(表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。)は、死亡又は解散の日から三十日以内</p>

<p>記様式第三十三の届書により、しなければならない。</p> <p>3 法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。）は、使用の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日以内に別記様式第三十四又は別記様式第三十三の届書により、しなければならない。</p> <p>4 7 (略)</p>	<p>に別記様式第三十の届書により、しなければならない。</p> <p>3 法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。）は、使用の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日以内に別記様式第三十一又は別記様式第三十の届書により、しなければならない。</p> <p>4 7 (略)</p>
<p>(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 法第二十八条第二項の報告に係る書面は、別記様式第三十五によるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(放射線取扱主任者の選任等の届出)</p> <p>第三十一条 法第三十四条第二項の規定による放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十六の届書により、しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 法第二十八条第二項の報告に係る書面は、別記様式第三十二によるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(放射線取扱主任者の選任等の届出)</p> <p>第三十一条 法第三十四条第二項の規定による放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十三の届書により、しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(放射線取扱主任者の代理者の選任等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十七の届書により、なければならない。</p>	<p>(放射線取扱主任者の代理者の選任等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十四の届書により、なければならない。</p>

3・4 (略)

(受験手続)

第三十五条 試験を受けようとする者は、別記様式第三十八による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを文部科学大臣(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

(合格証の交付等)

第三十五条の二 文部科学大臣は、試験に合格した者に対し、別記様式第三十九による放射線取扱主任者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するとともに、試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。

(合格証の再交付)

第三十五条の三 合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(受講手続)

第三十五条の五 法第三十五条第八項の資格講習を受けようとする者

3・4 (略)

(受験手続)

第三十五条 試験を受けようとする者は、別記様式第三十五による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを文部科学大臣(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

(合格証の交付等)

第三十五条の二 文部科学大臣は、試験に合格した者に対し、別記様式第三十六による放射線取扱主任者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するとともに、試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。

(合格証の再交付)

第三十五条の三 合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第三十七による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(受講手続)

第三十五条の五 法第三十五条第八項の資格講習を受けようとする者

(登録資格講習機関が行う講習を受けようとする場合を除く。)は別記様式第四十一による放射線取扱主任者講習受験申込書に合格証の写しを添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする場合にあつては、合格証の写しは不要とする。

2 登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者は、別記様式第四十一の申込書に合格証の写しを添えて、当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

(講習修了証の交付)

第三十五条の六 文部科学大臣又は登録資格講習機関は、資格講習を修了した者に対し、別記様式第四十二による放射線取扱主任者講習修了証(以下「講習修了証」という。)を交付する。

(講習修了証の再交付)

第三十五条の七 講習修了証(登録資格講習機関が行う資格講習に係るものを除く。次項において同じ。)を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十三による放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 登録資格講習機関が行う資格講習に係る講習修了証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十三の申請書を当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

者(登録資格講習機関が行う講習を受けようとする場合を除く。)は別記様式第三十八による放射線取扱主任者講習受験申込書に合格証の写しを添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする場合にあつては、合格証の写しは不要とする。

2 登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者は、別記様式第三十八の申込書に合格証の写しを添えて、当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

(講習修了証の交付)

第三十五条の六 文部科学大臣又は登録資格講習機関は、資格講習を修了した者に対し、別記様式第三十九による放射線取扱主任者講習修了証(以下「講習修了証」という。)を交付する。

(講習修了証の再交付)

第三十五条の七 講習修了証(登録資格講習機関が行う資格講習に係るものを除く。次項において同じ。)を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十による放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 登録資格講習機関が行う資格講習に係る講習修了証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十の申請書を当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

(免状の様式)

第三十六条 放射線取扱主任者免状（以下「免状」という。）の様式は、別記様式第四十四のとおりとする。

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第四十四による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあっては、講習修了証）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該申請者を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（第三十七条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第四十六による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(免状の様式)

第三十六条 放射線取扱主任者免状（以下「免状」という。）の様式は、別記様式第四十一のとおりとする。

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第四十二による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあっては、講習修了証）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該申請者を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（第三十七条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第四十三による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

できる。

(免状の再交付)

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十七による放射線取扱主任者免状再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(研修修了証の交付)

第三十八条の二 文部科学大臣は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に対し、別記様式第四十八による研修修了証を交付する。

(報告の徴収)

第三十九条 (略)

2 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第四十九により三十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

3 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、事業所等ごとに別記様式第五十による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 (略)

(免状の再交付)

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十四による放射線取扱主任者免状再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(研修修了証の交付)

第三十八条の二 文部科学大臣は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に対し、別記様式第四十五による研修修了証を交付する。

(報告の徴収)

第三十九条 (略)

2 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第四十六により三十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

3 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、事業所等ごとに別記様式第四十七による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 (略)

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十一及び別記様式第五十二によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五十三のフレキシブルディスク提出票(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することにより行うことができる。

一〜四 (略)

2 (略)

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第四十八及び別記様式第四十九によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五十のフレキシブルディスク提出票(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することにより行うことができる。

一〜四 (略)

2 (略)